

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

## 鴻巣市未就園児預かり保育試行事業実施要綱 （案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらないかたちでの支援を強化するため、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）の規定による未就園児預かり保育試行事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、鴻巣市とする。

2 事業を実施する市の施設及び利用定員は、別表のとおりとする。

3 市長は、前項に規定の施設において事業を自ら実施するほか、適切に事業運営を行うことができると認められる者（以下「事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（実施の要件）

第3条 事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 設備基準及び保育内容は、国実施要綱3（4）を遵守すること。

（2） 職員の配置は、国実施要綱3（5）を遵守すること。

（3） 保育士以外の保育従事者の配置は、国実施要綱3（6）を遵守すること。

（事業者の認定）

第4条 第2条第3項の委託を受けようとする事業者は、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、適当と認めるときは、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業実施認定・不認定通知書（様式第〇号）により当該申請者に通知するものとする。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

(認定事項の変更)

第5条 認定を受けた事業者が、その内容を変更しようとするときは、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業認定内容変更申請書(様式第〇号)を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、適当と認めるときは、記載事項を変更した鴻巣市未就園児預かり保育試行事業実施認定・不認定通知書(様式第〇号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の廃止又は休止)

第6条 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の3か月までに、次の各号に掲げる事項について、市長に協議しなければならない。

- (1) 廃止又は休止する理由
- (2) 廃止又は休止しようとする年月日
- (3) 現に本事業を利用している児童に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による協議が調ったときは、事業を廃止又は休止しようとする日の1か月前までに、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業廃止(休止)届出書(様式第〇号)を、市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 第3条に定める実施要件を満たさないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第16条の規定による指導に従わないとき。

(対象児童)

第8条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有するもの。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

(2) 生後6か月から満3歳未満までの児童であること。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていないこと。

2 認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）に通っている対象児童は、前項第3号の要件は免除することとする。

（利用日及び利用時間）

第9条 事業の利用日及び利用時間は、別表に定めるほか、第2条第3項の規定による事業の全部又は一部を委託する場合には、市長と事業者が協議のうえで別に定めることができる。

（休業日）

第10条 事業の休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

（利用申請）

第11条 事業の利用を希望する児童の保護者は、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業利用申請書（様式第○号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、利用の可否を決定し、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業利用承諾通知書（様式第○号）又は鴻巣市未就園児預かり保育試行事業利用不承諾通知書（様式第○号）により保護者に通知するものとする。

（利用の変更）

第12条 利用承認を受けた保護者は、その内容を変更しようとするときは、鴻巣市未就園児預かり保育試行事業変更申請書（様式第○号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、利用の可否を決定し、記載事項を変更した鴻巣市未就園児預かり保育試行事業利用承諾通知書（様式第○号）又は鴻巣市未就園児預かり保育試行事業利用不承諾通知書（様式第○号）により保護者に通知するものとする。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

る。

(利用決定の取消し)

第13条 市長は、利用承諾を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用承諾を取消することができる。

- (1) 第8条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用承諾を受けたとき。
- (3) やむを得ない事情により当該児童の保育が困難となったとき。

(費用負担)

第14条 事業を利用する児童の保護者は、事業に要する費用の一部としてこども一人1時間あたり300円を、市又は事業者へ納付しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する世帯に属する児童にかかる負担金は免除する。負担金の免除を受けようとする保護者は、各号に掲げる区分に該当することを市長に示し、交付を受けた負担金減免通知書(様式第〇号)を、事業を利用の都度、掲示しなければならない。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 市民税非課税世帯
- (3) 保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者について市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である世帯
- (4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、事業実施に関し知り得た個人の情報を漏らしてはならない。事業終了後においても、同様とする。

(指導監督)

第16条 市長は、事業者からの相談を受け付けるとともに、適正な事業

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

の実施に係る指導その他必要な措置を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年〇月〇日から施行する。

※あくまでも現時点での案であり、今後変更になる可能性があります。

別表（第2条及び第4条関係）

施設名	利用定員	利用日	利用時間
鴻巣市子育て支援センター	各概ね10人	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
鴻巣市川里ひまわり保育園子育て支援センター			